

水上村高等学校等通学費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水上村から高等学校等に通学する生徒（以下「生徒」という。）に係る経済的負担の軽減を図り、子育て支援を目的として、通学等に要する経費に対する水上村高等学校等通学費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（昭和22年法律第18号）第2条に規定する学校をいう。
- (2) 通学定期費 自宅から高等学校等通学のためのバス、鉄道定期券の購入費（生徒が通学する最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃に相当するものをいう。）をいう。ただし、回数券などを利用して通学する場合を除く。
- (3) 下宿等 通学のため下宿、アパート、学生寮又は親戚宅等を利用して生活しているものをいう。ただし、保護者（親権を有する者）等（以下「保護者等」という。）が所有する持ち家などに居住するものを除く。
- (4) バイク等 自宅から高等学校等までバイク又は自転車で通学するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助金の交付を受けようとする生徒（定時制高等学校の生徒で、就労により給料を得ているものを除く。）の保護者等で、通学定期費、下宿等又はバイク等の経費を負担しているもの（以下「交付資格者」という。）とする。

(補助要件)

第4条 交付資格者の補助要件は、次のとおりとする。

- (1) 村内に住所を有すること。
- (2) 交付資格者又は同居の親族が、納付すべき村税等に滞納がないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けていないこと。
- (4) 他の制度により、通学費の補助又は免除を受けていないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、高等学校等の第1学年から第3学年までとし、在学中の3年間を上限とする。

2 前項の対象期間に、休学又は停学の期間が含まれる場合は、当該期間を除くものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は次に掲げる区分に応じ定め、補助金の額は補助対象経費の100分の80以内とし、100円未満があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の額は、1か月当たり10,000円を上限とするものとする。

- (1) 通学定期費は、実際に購入した通学定期券の額とする（下宿等から高等学校等へ通学する場合を除く。）。
- (2) 下宿等については、下宿等に係る1か月当たりの費用（食費等を除く。）とし、契約書及

び領収書（以下「契約書等」という。）の確認ができない場合は、対象外とする。

(3) バイク等については、通学定期費6か月分を基本とし、その6分の1の額を1か月の基準額とする。

（補助金の交付資格申請）

第7条 交付資格者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ水上村高等学校等通学費等補助金交付資格申請書（別記第1号様式。第10条において「申請書」という。）に在学を証する書類を添付したうえで、村長に申請しなければならない。

（交付資格認定及び通知）

第8条 村長は、前条の規定による補助金の交付資格申請があったときは、交付資格の可否を決定し、その結果を水上村高等学校等通学費等補助金交付資格認定通知書（別記第2号様式）又は水上村高等学校等通学費等補助金交付資格不認定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 補助対象者は、水上村高等学校等通学費等補助金交付請求書（別記第4号様式）に次の書類を添付し、別に定める日までに村長に申請しなければならない。

- (1) 購入した通学定期券の写し
- (2) 在学証明書又は生徒証明書の写し
- (3) 金融機関通帳の写し
- (4) 下宿等の契約書等の写し（契約額、共益費、食費などの内訳が明記されているもの）
- (5) 村税等納入状況に係る課税資料確認承諾書（別記第5号様式）
- (6) バイク等通学許可証の写し

（通学方法の変更）

第10条 補助対象者は、申請書に記載した事項に変更があるとき又は当該補助対象者が養育する生徒が休学し、停学し、若しくは退学したときは、通学事項変更届（別記第6号様式）又は休学・停学・退学届（別記第7号様式）を速やかに村長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、休学又は停学していた生徒が復学したときは、水上村高等学校等通学費補助金復活届（別記第8号様式）に在学証明書を添付して、村長に提出しなければならない。

（交付資格の喪失）

第11条 交付資格者は、次の各号のいずれかに該当した日の属する月をもって資格を失う。

- (1) 水上村に住所を有しなくなったとき。
- (2) 生徒が高等学校等に通学しなくなったとき。
- (3) 交付資格者又は同居の親族が、納付すべき村税等を滞納しているとき。

（補助金の返還）

第12条 虚偽又は不正の行為により補助金の交付を受けた場合は、その全額を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記

様式第1号（第7条関係）

水上村高等学校等通学費等補助金交付資格申請書

年 月 日

水上村長 様

申請者 住所 球磨郡水上村大字
(保護者)氏名
電話番号

㊟

次のとおり、通学費補助資格を申請いたします。

フリガナ		性 別	生年月日
氏 名		男 ・ 女	平成 年 月 日
住 所			
在籍学校	学校名	(○全日・定時)	
	(課程) 科	第	学年
通学の方法			

※添付書類 在学を証明する書類、下宿を証明する書類

様式第2号（第8条関係）

水上村高等学校等通学費等補助金交付交付資格認定通知書

年 月 日

様

水上村長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付資格については、次のとおり認定したので、
通知します。

フリガナ		性別	生年月日
氏名（生徒名）		男・女	年 月 日
住所			
在籍学校	学校名	(全日・定時)	
	(課程)	第	学年
補助年度			
補助対象期間	月 ~ 月		
交付条件			

水上村高等学校等通学費等補助金交付資格不認定通知書

年 月 日

様

水上村長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付資格については、次のとおり不認定したので、通知します。

フリガナ		性 別	生年月日
氏 名（生徒名）		男・女	年 月 日
住 所			
在籍学校	学校名	(全日・定時)	
	(課程)	第	学年
補助年度			
補助対象期間	月 ~ 月		
不認定理由			

・第4号様式（第9条関係）

水上村高等学校等通学費等補助金交付請求書

年 月 日

水上村長 様

申請者 住 所
 (保護者) 氏 名
 電話番号

㊞

下記により通学しましたので、水上村高等学校等通学費補助金交付要綱第9条の規定により証明書を添えて通学費補助金の交付を請求します。

フリガナ		性別	生年月日		
氏 名		男・女			
住 所					
在籍学校	学校名	(全日・定時)			
	(課程)	第 学年			
区分 年 月	通学費 (定期券金額額) (下宿代等額)	左の負担区分			
		※補助金	※自己資金	※計	備考
年 月	円			円	
年 月	円				
年 月	円				
年 月	円				
年 月	円				
年 月	円				
計	円				
振 込 先	銀行 支店 農協 支所 ゆうちょ銀行	口座番号	普・当		
		フリガナ			
		口座名義人			
※ 添付書類 通学定期券購入証明書、下宿代等領収済証明書等 第9条各号に規定する書類 ※ ※は、記入しないでください。 ※ 振込先は、通帳のフリガナ、名義を必ずご確認ください。					

裏 面

通学事項変更届

年 月 日

水上村長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり通学方法を変更しましたので、お届けします。

記

1 生徒 住 所

氏 名

2 学校名

課 程

学 年

3 変更内容

4 変更後の通学内容

休学・停学・退学届

年 月 日

水上村長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり休学・停学・退学しましたので、お届けします。

記

- 1 生徒 住所
氏名
- 2 学校名
課 程
学 年
- 3 休学期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 停学期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 5 退学日 年 月 日

上記のとおり休学・停学・退学したことを証明します。

年 月 日

校長

印

年 月 日

水上村長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり補助金の復活をお届けします。

記

1 生 徒 住 所
氏 名
2 学 校 名
課 程
学 年

3 復学期日 年 月 日

4 休止の月 年 月 日から
年 月 日まで

5 卒業月 年 月 日

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

校長

印